

＜新型コロナウイルス感染症防止対策＞

健康福祉センター会議室における  
感染拡大予防ガイドライン

南アルプス市健康増進課

# 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 5 月 27 日

令和 2 年 7 月 1 日変更

施設名：健康福祉センター

## 1. 3密の回避

### 1 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- (1) ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の対象施設であるため、法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされているか確認するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- (2) 貸室利用者に対して、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなど、定期的に換気を行うことを周知する。

### 2 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- (1) 6月末までは大会議室のみの貸し出しとし、入場者数は15人までに制限する。7月1日からは最大でも50人までの利用者とし、8月1日以降は状況を見て判断する。
- (2) 他の会議室については、7月1日からの貸し出しとする。
- (3) 展示録音室については、7月1日からの貸し出しとし仕切り板を使用する。
- (4) 集客のためのイベントは8月末まで実施しない。ただし、市の委嘱団体についてはこの限りではない。
- (5) 複数の貸室の予約がある場合は、開始時間、終了時間をずらし、密集が生じないようにする。
- (6) 近距離での会話や発声を避け、マスク着用時は最低1mの対人距離を確保する。

### 3 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- (1) 貸室利用時は、机1脚に1人掛けとすることと徹底し、机を使用しない場合には、前後左右1mほど開ける。
- (2) 受付は距離をとるよう機の配置を工夫する。

## 2. 体調確認の徹底

### 1 体調のチェック

- (1) 会議出席前に検温・体調確認を行う。
- (2) 出席者に対して、発熱、風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合は出席

しないよう呼びかけるとともに、受付時に体調確認を行う。

### 3. 飛沫、接触感染防止対策

#### 1 マスクの着用、手指の消毒の実施

- (1) 出席者はマスクを必ず着用するとともに、マスクの着用を周知する。
- (2) 入館時には手指の消毒を実施する。

#### 2 清掃・消毒の実施

- (1) 会議終了後は、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ等の清拭消毒する。
- (2) ゴミはビニール袋に密閉して捨てる。回収後は石けんで手を洗う。

#### 3 トイレの衛生管理の徹底

- (1) 蓋を閉めて汚物を洗い流すよう張り紙で周知する。

#### 4 休憩スペースのリスク軽減

- (1) 一度に休憩する人数を減らし、対面での会話を避ける工夫をする。
- (2) 常時換気を行い、共用する物品は消毒する。

### 4. 出席者の連絡先の確認

○感染者が確認された場合については連絡をするため、出席者全員の連絡が取れるようにしておく。

### 5. ガイドライン遵守の確認

○ガイドラインを遵守することとし、各項目についてチェックリストを作成し、毎日の確認を行うと共に、施設所管課へチェックリストを提出する。

### 6. その他

○今回の新型コロナウイルスについては、靴底からのウイルス伝播も指摘されていることから、土足の会議室であるため、マットを敷いて行う体操などの貸し出しについては中止する。

○合唱などの利用については、全国的な感染の状況を見ながら利用の開始を検討する。

新型コロナウイルス感染拡大予防

【チェックリスト】

令和 年 月 日

施設名：健康福祉センター

確認者氏名 \_\_\_\_\_

1. 3密の回避

【密閉】

- 換気設備の確認、清掃、整備等の維持管理を適切に実施している。
- 貸室利用者に対して、定期的に換気を行うことを周知している。

【密集】

- 入場者数を15名程度に制限した運営を行っている。
- イベントの開催は自粛している。
- 複数での貸室の予約がある場合には、開始時間や終了時間を最低1時間程度ずらすなどの工夫をしている。
- 利用者は近距離での会話や発声を避け、最低1mの対人距離が確保出来ている。

【密接】

- 貸室は、机1脚に1人掛けとしたレイアウトになっている。
- 飲食コーナーは、席を1列とし向かい合わないレイアウトになっている。
- 受付は、透明ビニールカーテン等で遮蔽し、整列時の人と人との間隔が確保できている。

## 2. 体調確認

- 職員の出勤前及び業務開始前に検温・体調確認を行っている。
- 利用者に対して、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼び掛けている。

## 3. 飛沫、接触感染防止

- 職員はマスクを着用している。
- 利用者に対してマスクの着用を周知している。
- 職員及び利用者は、手指の消毒を徹底して実施している。
- 不特定多数の人が接触する場所は定期的（貸室は利用後直ぐ）に清拭消毒を実施している。
- 残されたゴミを片付ける際には、マスク、手袋を着用し、ビニール袋に密閉して捨てている。
- トイレの使用に当たっては、蓋を閉めて汚物を流すよう張り紙で周知する。
- 休憩スペースでは、一度に利用する人数を4名程度に制限しており、対面での会話は避けられている。

## 4. 県外在住者の利用制限

- 利用者の体調確認と身分証等の住所確認を行っている。
- 県外在住者の利用については、お断りしている。

## チェックリスト（利用団体向け）

利用団体用

### 新型コロナウイルス感染拡大予防

#### 【チェックリスト】

令和 年 月 日

施設管理者様

団体名： \_\_\_\_\_

確認名： \_\_\_\_\_

健康福祉センター会議室の使用に際して、次に該当する新型コロナウイルス感染防止対策に取り組むことをお約束します。

#### 利用者が施設利用を行う際の留意点

- 密集を避ける（十分な距離を確保する）
- 人との距離が保てるよう内容や利用方法（前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並列する、あるいは斜め後方に位置取ることを工夫すること）
- 利用の種類に関わらず、利用をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（少なくともマスク着用で1m以上）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
- 密接を避ける（握手や肩をたたくなどの身体的な接触を控えるとともに利用内容も工夫すること）
- 密閉を避ける（複数の窓やドアを広く開ける等こまめに換気を行う等工夫して利用すること）
- マスクを持参し着用すること（館内でやむをえずマスクの着用が出来ない場合は、人と人との距離（できるだけ2m以上）確保すること）
- 共用する用具の消毒を行うとともにタオルの共用やスポーツドリンク等の回し飲みはしないこと

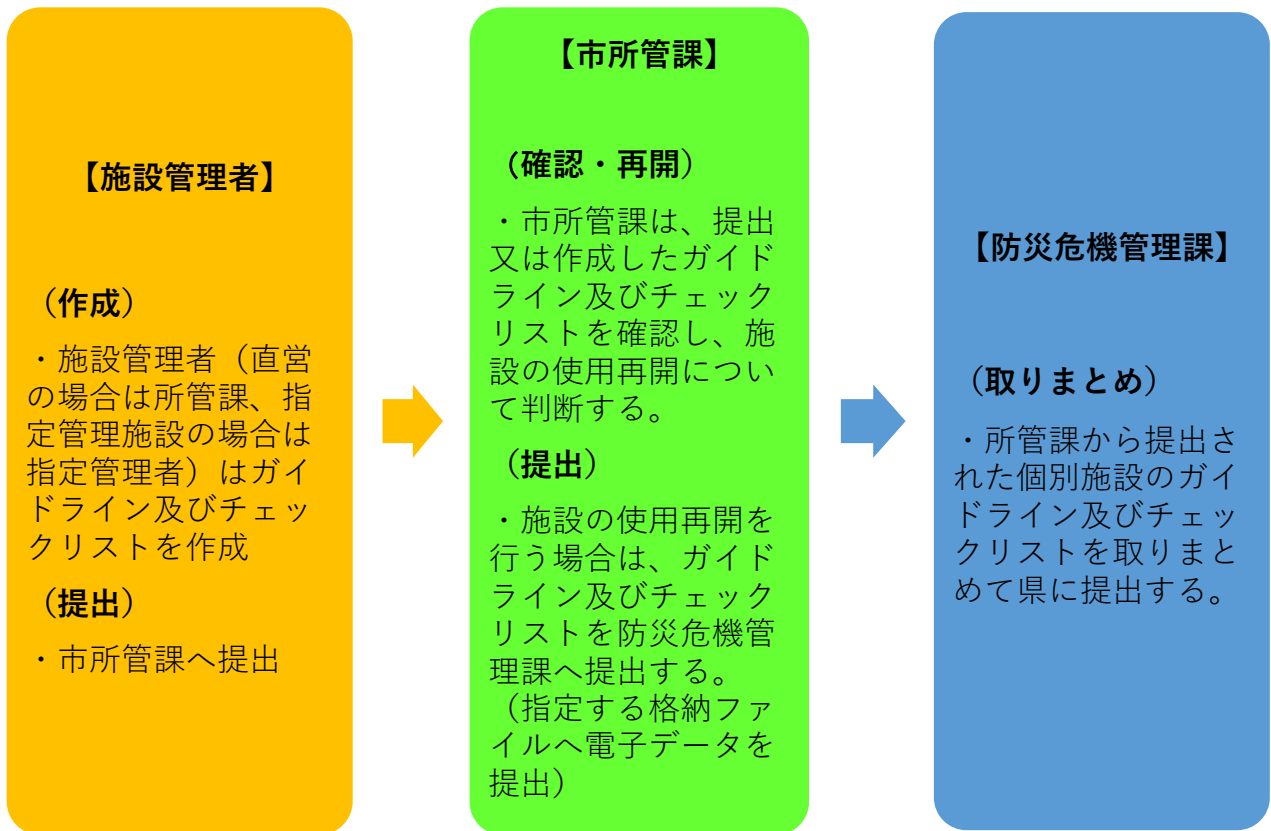
#### 状況確認事項

- 本日の参加者（参加人数 \_\_\_\_\_ 人）に以下の事項に該当する者はいません。
  - ・ 本人及び家族が体調がよくない者（例：発熱・咳・咽頭痛・だるさ・息苦しさなどの症状がある場合）
  - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる者
  - ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある者

注) 上記を遵守できない利用者に対しては、施設予約を取り消す、又は途中退場を求める場合があります

## 施設における感染拡大予防ガイドラインの提出（フローチャート）

### (1) 県の休業要請（協力）施設の使用を再開する場合（県の要請実施期間のみ）



### (2) (1) の事案以外すべての対応

